

香川県条例第20号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (設立の認証の申請等) 第2条 法第10条第1項の申請書の様式は、規則で定める。 | (設立の認証の申請等) 第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。 |
| 2 略 (1) 略 (2) 役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が交付する書面 3 前項第2号に掲げる書面が外国語によって作成されているときは、その書面に翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付しなければならない。 4・5 略 | 2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるものとする。 (1) 役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書（住所が記載されているものに限る。） (2) 役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項の外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区）の長が交付する書面 (3) 役員が前2号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が交付する書面 3 前項第3号に掲げる書面が外国語によって作成されているときは、その書面に翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付しなければならない。 4・5 略 6 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、同条第2項の規定による公衆の縦覧に供するため、それぞれ副本1通を添付しなければならない。 7 前項の規定にかかわらず、第1項の申請書の提出に併せて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規 |

- 6 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。第24条第1項において同じ。）の規定による公衆の縦覧の場所は、規則で定める。
- 7 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。
- 8 法第10条第3項の規定により補正しようとする者は、補正後の申請書又は当該申請書に添付した書類を添付して、規則で定める様式による補正書を知事に提出しなければならない。

（設立登記完了等の届出）

第3条 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行わなければならない。

（社員総会の議事録）

第3条の2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（役員の変更等の届出）

第4条 法第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行わなければならない。

2 法第23条第2項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）

定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する書類が提出された場合には、その提出された書類の副本1通が添付されたものとみなす。

8 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧の場所は、規則で定める。

（設立登記完了の届出書）

第3条 法第13条第2項の届出書の様式は、規則で定める。

（社員の表決に係る情報通信の技術を利用する方法）

第3条の2 法第14条の7第3項に規定する条例で定める情報通信の技術を利用する方法は、規則で定める。

（役員の変更等の届出）

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行わなければならない。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号

の規定の適用を受ける場合における第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号又は第30条の8第1項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。

3 略

(定款の変更の認証の申請書)

第5条 略

又は第30条の8第1項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。

3 略

(定款の変更の認証の申請等)

第5条 法第25条第4項の申請書の様式は、規則で定める。

- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、法第25条第5項において準用する法第10条第2項の規定による公衆の縦覧に供するため、それぞれ副本1通を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の申請書の提出に併せて、情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する書類が提出された場合には、その提出された書類の副本1通が添付されたものとみなす。
- 4 第2条第8項の規定は、第1項の申請書の提出があった場合について準用する。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第6条 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行わなければならない。

(定款の変更登記に係る証明書の提出)

第6条の2 法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出は、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。

(事業報告書の記載事項)

第7条 略

(事業報告書等の提出)

(事業報告書の記載事項)

第7条 略

(事業報告書その他の書類の提出及び閲覧)

第8条 法第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

第8条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

- 2 法第29条第1項の規定により提出する書類には、同条第2項の規定による閲覧に供するため、それぞれ副本1通を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第29条第1項の規定による書類の提出があった場合には、その提出された書類の副本1通が添付されたものとみなす。
- 4 特定非営利活動法人は、法第29条第2項の規定による閲覧に供するため、第2項に規定するほか、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 設立又は合併の登記が完了した場合 当該設立又は合併の認証に係る定款、当該設立又は合併の登記に関する書類の写し及び法第14条の成立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録
 - (2) 定款の変更の認証を受けた場合 当該認証の申請に係る変更後の定款
- 5 法第29条第2項の規定による閲覧については、規則で定めるところによる。

（事業報告書等の公開）

第8条の2 法第30条の規定による閲覧又は謄写については、規則で定めるところによる。

（事業の成功的不能による解散の認定の申請）

第9条 略

（合併の認証の申請等）

第14条 略

2 第2条第2項から第5項までの規定は、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面について準用する。

（事業の成功的不能による解散の認定の申請）

第9条 略

（合併の認証の申請等）

第14条 法第34条第4項の申請書の様式は、規則で定める。

2 第2条第2項から第7項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同条第2項中「法第10条第1項第2号ハ」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハ」と、同条第5項及び第7項中「第1項の申請書」とあるのは「第12条第1項の申請書」と、同条第6項中「法第10条第1項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項」と読み替えるものとする。

3 第2条第8項の規定は、第1項の申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第8項中「法第10条第2項」とあるのは、「法第34条第5項において準用する法第10条第2項」と読み替えるものとする。

(合併登記完了の届出書)

第15条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書の様式は、規則で定める。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第15条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(検査職員の身分証明書)

第16条 法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、規則で定める。

(認定等の申請書)

第17条 法第44条第2項（法第51条第5項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）の申請書の様式は、規則で定める。

(認定特定非営利活動法人等の定款の変更の認証に係る書類の提出)

第18条 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、規則で定める様式による提出書により行わなければならぬ。

(認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)

第19条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行わなければならぬ。

(役員報酬規程等の提出)

第20条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。

2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、助成金の支給を行った場合にあっては事後遅滞なく、海外への

(検査職員の身分証明書)

第16条 法第41条第3項の証明書の様式は、規則で定める。

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第17条 知事は、規則で定めるところにより、法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させるものとする。

送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合にあっては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第21条 法第56条（法第62条において準用する場合を含む。第24条第1項において同じ。）の規定による閲覧又は謄写については、規則で定めるところによる。

（合併の認定の申請）

第22条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第14条第1項の申請書の提出に併せて、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（情報通信の技術の利用）

第23条 法第74条に規定する手続を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に關し必要な事項は、規則で定める。

2 法第75条に規定する手続を民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に關し必要な事項は、規則で定める。

（副本の添付等）

第24条 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧又は法第30条若しくは第56条の規定による閲覧若しくは謄写に供するため、次に掲げる書類のうち規則で定めるものについては、当該書類を提出する際に、その副本又は写し1通を添付しなければならない。

(1) 第2条第1項、第5条若しくは第14条第1項の申請書、第2条第8項の補正書又は第3条、第4条第1項若しくは第6条の届出書に添付する書類

（情報通信の技術の利用）

第18条 法第44条の2に規定する手続を情報通信技術利用法に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において、同条の規定により読み替えられた情報通信技術利用法第12条の主務省令で定める事項は、規則で定める。

2 法第44条の3に規定する手続を民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において、同条の規定により読み替えられた同法第9条の主務省令で定める事項は、規則で定める。

(2) 第6条の2若しくは第20条の提出書により提出する書類又は法第29条の規定により提出する書類

2 前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める書類が、当該書類に係る申請書、補正書、届出書又は提出書の提出に併せて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出された場合には、その提出された書類の副本又は写し1通が添付されたものとみなす。

(委任)

第25条 略

(委任)

第19条 略

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項第1号の規定の適用については、改正前の第2条第2項第2号に掲げる書面は、改正後の第2条第2項第1号に掲げる書面とみなす。